

防府市チームオレンジ認定要綱

令和5年12月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、認知症の人やその家族、認知症サポーター等により構成され、認知症の人や家族のニーズを踏まえて具体的な活動をする団体等を防府市チームオレンジとして認定することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「チームオレンジ」とは、地域において把握した認知症の人やその家族の希望や悩み、身近な生活支援ニーズ等を踏まえ、具体的な活動を行う団体等をいう。

2 この要綱において「防府市チームオレンジ」とは、チームオレンジのうち第4条に定める認定要件を満たすものとして防府市に登録されたものをいう。

(活動内容)

第3条 防府市チームオレンジは、次の各号に掲げる1つ以上の活動を、チームごとに、認知症の人や家族のニーズ、地域資源の実情に応じて行うものとする。

- (1) 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集まることができる場の企画・運営
- (2) 認知症の人及びその家族の思いを傾聴し、地域における住民同士の見守りや生活支援及び移動支援等に関する活動
- (3) 認知症の人の就労活動、社会参加、趣味活動等の支援
- (4) 認知症の人及びその家族からの相談に応じた、各種支援サービスや相談窓口へのつなぎに関する活動
- (5) 前各号に掲げる活動のほか、認知症と共生するまちづくりに寄与する活動

(認定要件)

第4条 認定の対象となるチームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に所在地を有し、または活動の拠点があること。
- (2) 所属するメンバー1名以上が、本市の主催する認知症サポーターステップアップ講座を受講している、または受講する予定であること。
- (3) 地域において、認知症の人及びその家族とともに、共生するための取組を実施すること。

2 認定の対象となるチームオレンジは、認知症の人等の社会参加を支援するため、認知症の人等もチームの一員として参加できるように努めるものとする。

(留意事項)

第5条 防府市チームオレンジの運営は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 防府市チームオレンジの活動で知り得た個人情報適切に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。
- (3) 本市の認知症施策の推進に協力すること。

(申請)

第6条 防府市チームオレンジの認定を受けようとする団体等は、防府市チームオレンジ認定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは防府市チームオレンジとして認定し、防府市チームオレンジ認定証(第2号様式)を交付するものとする。

(変更の届出)

第8条 防府市チームオレンジは、前条の規定により認定された内容に変更があるときは、防府市チームオレンジ認定内容変更届出書(第

3号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定取消の届出)

第9条 防府市チームオレンジは、第4条の認定要件を満たさなくなったとき又はチームとしての継続の意思を失ったときは、防府市チームオレンジ認定取消届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消)

第10条 市長は、前条の届出があったとき又は第4条の要件を満たさなくなったとき若しくは認定を継続することが適当でないと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。